平成２６年（フ）第７１１号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地２―１―304
債務者　加藤恵利香（旧姓木内）
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２７７号
川崎市麻生区五力田２丁目10番１―308号
債務者　水村眞理子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３１７号
川崎市多摩区宿河原５丁目１番22号　パインホームズ多摩川Ⅱ205
債務者　岡本　浩幸
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３２７号
川崎市川崎区旭町１丁目19番７号　多摩ハイツ205―Ｅ
債務者　相馬　香織
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３３６号
川崎市宮前区平５丁目４番28―203号
債務者　藤平由紀枝
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３４５号
川崎市幸区戸手本町２丁目411番地１ブリリア　イースクエア616、前住所埼玉県入間市大字小谷田1420番地３
債務者　松浦　孝俊
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３４８号
川崎市中原区上小田中２丁目20番13号　タウンハイツ新城Ｃ102、前住所横浜市港北区綱島東２丁目６番24号　スカイハイツ105
債務者　黒田　葉子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
愛知県豊橋市細谷町字地原76番地２
債務者　藤田　明子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１１０号
釧路市愛国西１丁目36番23号　浜岡マンション201
債務者　大舘　雅宏
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月13日午後１時
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１３９２号
横浜市鶴見区寛政町６番11号
債務者　萩本絵梨香
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４８８号
横浜市戸塚区東俣野町５番地１　ソフトタウン戸塚Ⅱ―403号岡崎方
債務者　沓掛　　潔
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９１号
静岡県浜松市南区参野町391番地の１　県営芳川団地３―101、前住所静岡県浜松市南区本郷町1304番地の１　サンコーポ小林205
債務者　上田リタこと　ウエダ　リタ　フサコ
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
静岡県浜松市東区有玉西町2415番地の11　山ノ手マンション３Ａ
債務者　澤木　充代
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
岐阜県高山市花岡町３丁目162番地４
債務者　森本　晃継
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後３時
岐阜地方裁判所高山支部破産係